



コンビニ、スーパーおよび障害者団体と連携したフードドライブの実施

事業名	食品廃棄物・食品ロス削減推進事業		
ここが ポイント	未利用食品の回収ボックスを、新たにコンビニエンスストア 7 店舗に設置し、区内 21 か所で未利用食品を回収します。障害者団体へ業務を委託することで、障害者の就労につなげます。	区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 臨時（ <input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 継続） <input checked="" type="checkbox"/> レベルアップ <input type="checkbox"/> 継続

港区における未利用食品の廃棄量（食品ロス）は、令和 6 年度推計で年間約 900 t（可燃ごみに占める割合は約 2 %、令和 6 年度のフードドライブ回収量は約 1.7 t）と、依然として食品ロスの削減が課題です。

区では、区有施設 10 か所で未利用食品の回収に取り組んできました。令和 7 年 9 月からは、区有施設に加え、ファミリーマート 3 店舗とスーパー・マーケットのライフ 1 店舗の協力のもと、店舗内に回収ボックスを設置し、区民が 24 時間「買物のついで」に未利用食品を提供できるよう、実証実験を開始しています。

令和 8 年度からは、新たにファミリーマート 7 店舗に回収ボックスを設置します。

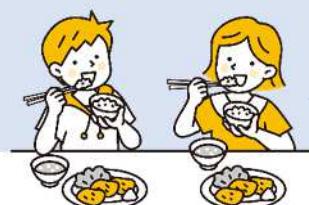
また、関連業務を認定 NPO 法人みなと障がい者福祉事業団へ委託することで、障害者の就労支援にもつなげていきます。

コンビニ、スーパーおよび障害者団体と連携したフードドライブの実施 概要

- 未利用食品の回収場所として、新たにファミリーマート 7 店舗を加え、区内の計 21 か所で未利用食品の回収を実施します。
- 食品の回収、保管、配送などの業務を認定 NPO 法人みなと障がい者福祉事業団へ委託し、障害者の就労支援を一層推進します。

回収対象品 家庭で発生する未利用食品

事業開始日 令和 8 年 4 月 1 日から



回収した未利用食品は、区内の子ども食堂や母子生活支援施設等に寄付されます。



▲ファミリーマートに設置されている回収ボックス

問合せ	みなとリサイクル清掃事務所（ごみ減量・資源化推進係）
	所長：坪本（つぼもと） 03-3450-8025
	係長：永吉（ながよし） 03-3450-8025